

博士學位論文内容の要旨

学位申請者氏名	中村 みどり
論文題目	九～十世紀における内親王の役割と影響 —入内から降嫁へ—
論文審査担当者	主 査 綾村 宏 (印) 審査委員 松井 嘉徳 (印) 審査委員 坂口 満宏 (印)

日本では、大宝令制定の頃より、天皇の子である皇子には親王、皇女には内親王の称が使われるようになった。親王の称は中国の正史『隋書』『新唐書』にみえ、それが日本に引き継がれたものであるが、内親王の称は中国にはない日本で創出した語である。中国では皇帝の娘は公主と称されるのが常であり、同姓不婚の原則により他氏に降嫁するにあたって封ぜられたのに対し、日本の天皇の娘内親王は、臣下に降嫁することは禁じられた存在であった。中国の公主は「外向き」の存在であったのに対し、日本の内親王は「内向き」の存在であったのである。それではこのように中国の公主とは性格を異にする日本の内親王は、どのような役割を担っていたのか、またそれほどまでに公主と別意識を持たれていた内親王が、10世紀には臣下に降嫁する事例が発生するが、その原因は何にあるか—本論文はこうした問題意識のもとに論述されている。

論文は、平安時代前半、とくに内親王に関する先行研究が少ない桓武～村上天皇期(781～967)を対象に、内親王が皇親としか結婚し得なかった律令遵守の時代から、内親王の降嫁が実現するまでの具体的な事例を分析することにより、上記の課題を解明しようとしている。論文は2部構成で、第1部は「皇位継承と内親王」と題して、内への影響力をもった内親王の存在について、第2部は「内親王降嫁」と題して外へ向けた性格をもつようになった内親王に関する考察となっている。

第1部第1章「平安初期における内親王の入内」で、本来所生の皇子に正統な皇位継承権を引き継がせる目的で入内した内親王が、奈良時代には藤原氏の台頭と光明子の立后により、その役割の性格を変え、入内の事例自体も減少したことを指摘する。しかし平安時代初期の桓武、嵯峨天皇の代には再度、内親王入内が頻発する。それは天武系でなく天智系の天皇である桓武天皇が自己の正統性を維持し、ミウチによる政権強化を意図したためであり、また嵯峨天皇の場合には、皇位の系統と系統をつなぐ存在として内親王入内は機能したとするものである。しかしながら内親王入内は、撰

関家の台頭により行われなくなる。次いで内親王の役割として登場するのが、賀茂斎院である。第2章「賀茂斎院制の成立」では、まず斎院制の成立を従来の弘仁14年(823)ではなく、その後の常設化の起点となる清和天皇の天長元年(825)の斎院復活に求めるべきと主張する。そして天皇の外戚である藤原氏の思惑によって仁明天皇期に天皇の即位儀礼の一環となり、内親王が斎王として藤原氏を外戚にもつ天皇即位を神祇の面から威儀づけるものであったとする。

以上、平安時代初期における内親王は、結婚により皇統を維持するという立場から、未婚で斎王として神祇の面から天皇を補弼する役割に性格を変化させたとはいえ、いまだに天皇家にとって「内向き」の存在であったとした。

第2部第1章「延暦十二年の詔—皇親女子の婚姻緩和の法令—」では、延暦12年(793)に出された詔を直接的には二世女王の婚姻の緩和を内容とするものであるが、結果的には内親王降嫁に大きな影響を与えた詔とみなす。この詔を発令した桓武天皇の意図は、従来いわれているような桓武天皇の血統に対する認識の薄さにあるのではなく、この時期停滞気味であった藤原氏に対して長岡・平安遷都への貢献に報いる優遇措置であったが、そのことが結果として源氏に臣籍降下した一世皇女を臣下に降嫁させうる可能性を現出したと主張した。そこで賜姓の問題が次の課題となる。第2章「一世皇子女の親王宣下と源氏賜姓」では、嵯峨天皇期に一世皇子女への賜姓が開始されたが、それに加えて源氏から親王に復して即位した宇多天皇の出現により、親王と賜姓源氏の境界が曖昧になり、醍醐天皇以後の「同母後産」の原則が消失し、同母でありながら宣下される者と賜姓される者と両方が生まれることになった。第3章「藤原師輔と内親王降下の実現」では、源氏女子の藤原氏への降嫁や藤原氏の隆盛に加えて、勤子・雅子内親王の生母である源氏出身の源周子の思惑と藤原師輔の思惑との利害が一致して実現したとする。

最後に総括として、内親王は平安時代初期にはいまだ皇権を補弼する「内向き」の役割と影響力を持っていたが、藤原氏の隆盛、イレギュラーな元源氏の宇多天皇の即位、源氏であれば一世皇女であっても藤原氏と結婚できるという先例、さらに醍醐天皇期の変則的な出生順による源氏賜姓といった諸条件のもと、最終的には源周子と藤原師輔の利害一致が内親王降嫁の実現をもたらしたとする。

ここにおいて内親王は「内向き」の存在から、藤原氏に降嫁しうる「外向き」の存在に性格を変えたのである。しかしながら「外向き」といっても、その対象が藤原氏に限定されていたこと、その婚姻の形態が私通の性格を帯び、ときには天皇の勅勘を蒙る行為であったことから、中国の「公主」とは性格の異なる存在であるとする。

なおその後の藤原氏のますますの隆盛による後宮の独占化は内親王降嫁の不必要化をもたらし、さらに降嫁の違法性も相俟って、内親王降嫁の意義は早々に失われた。しかし師輔への内親王降嫁が、その後の藤原氏と源氏の協調関係の先駆けとなったことに注目し、この動向は師輔が意図した源氏との協力がその子孫により継承されたためであると考えている。

以上結論として、入内から斎王、さらには内親王降嫁へと役割を変えた内親王は、

一貫して天皇の子女という血筋により皇権を威儀づけうる存在であり、またその血筋を以て藤原氏の勢力助長にも影響を及ぼしたとする。